

福島県外の放射性指定廃棄物処分場候補地の詳細調査の実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月二十八日

渡辺美知太郎

参議院議長 山崎正昭殿

福島県外の放射性指定廃棄物処分場候補地の詳細調査の実施に関する質問主意書

環境省は、二〇一五年八月二十八日に宮城県の放射性指定廃棄物処分場候補地である加美町、大和町、栗原市の詳細調査の再開を試みようとした。しかし、二〇一五年八月二十四日の参議院予算委員会における私の質問に対して、環境省はこれまでの方針に変わりはない旨答弁していた。これまでの方針とは、二〇一四年十月八日の参議院予算委員会における、福島県外の放射性指定廃棄物処分場候補地の詳細調査の実施に関する私の質問に対する政府の「地元の方々の御理解を得られるよう、その候補地の選定経過や処理施設の必要性、安全性などについて丁寧な説明を行う努力が必要と考え」、「こうした努力をせず詳細調査を行うつもりもなく、これまでの姿勢と変わらず地元の方々の御理解をいただく、そういう努力をして」いくとの方針である。しかし、そうした努力や手続をせずに詳細調査を開始していると、住民が不安と反対の声をあげている。環境省が二〇一五年八月二十八日に詳細調査に着手しようとした行為は、これまでの方針に反するのではないか。

そこで、本件詳細調査の実施について以下質問する。

一 詳細調査の実施に関して、環境省は当該各県の合意を同調査の着手の前提としている。しかし同省は、

二〇一四年十一月十二日の参議院原子力問題特別委員会において、数次に行われた各県の指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下「市町村長会議」という。）の終了を以て、住民の理解を得たと理解している旨答弁している。市町村長会議の終了を以て、詳細調査の着手が可能になったと考えるのか、環境省の見解如何。

二 前記一に関して、こうした合意とはいえない市町村長会議の終了を以て、住民の反対を押し切り、ボーリング調査を着手するのは、手続的正義に反するものと考えるが、環境省の見解如何。

三 詳細調査に着手する際には、どこに連絡若しくは公示するのか明らかにされたい。
右質問する。